

不法占用の現状と課題について

真島 直久¹ 中尾 純治¹ 櫻井 悠¹

¹富山河川国道事務所 道路管理第一課 (〒930-8537 富山市奥田新町2番1号)

道路上に無許可の物件を設置し、それを道路管理者が放置することで道路利用者に被害が及ぶ可能性がある。道路法上許可できるものは申請を、出来ないものは撤去を不法占有パトロールを通して不法占有者に促しているところである。今回は、そうした指導を通して得られた成果と見えてきた課題について紹介する。

キーワード 道路占有、不法占有、パトロール、管理瑕疵

1. はじめに

富山河川国道事務所では、事務所管内で把握している不法占有者に対して定期的に指導を行っているところである。その結果として件数は減ってきており成果が出てきているところではあるが、減ってきたからこそ見えてきた課題もある。

今回は、これまでどのようにパトロールを実施してきたかということ、見えてきた今後の課題について報告する。

2. 不法占有の現状

(1) 不法占有とは

まず、不法占有の現状について述べる前に道路占有について説明する。道路占有とは、道路法第32条によると、道路に一定の工作物、物件または施設（占有物件）を設け、継続して道路を使用することをいう。道路占有しようとする場合、この道路法第32条第1項1～7号及び道路法施行令第7条各号に該当する物件でないこと占有することが基本的には出来ない。（限定列挙）

また、列挙されている物件にもそれぞれ設置基準等が示されている。前提として、民地内にどうしても設置できないためやむを得ないものであることが求められる。（無余地性の原則）

その他の設置基準として突出看板を例に取ってみると、幅は1m以内で高さは2.5m以上とされている。

不法占有パトロールの中で見かける物件の中で、のぼり旗などは道路法に列挙されておらず許可できないため、国道の敷地内に設置されているものは撤去してもらわなければならない。

つまり、不法占有とは道路管理者の許可を受けずに、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使

用しようとする行為をいう。その態様としては、①占有許可基準に適合しないものを設置している行為、②占有許可基準に違反して設置している行為、③占有許可基準に適合しているが許可を受けていないものを設置している行為、がある。①と②に当たるものは撤去を、③に当てはまるものは申請書を送付し、道路占有許可申請を行うことを指導していく必要がある。

(2) 不法占有が及ぼす影響

2018年4月14日、三重県伊勢市の県道で、路線バスのサイドミラーが歩道上の石灯籠に接触、灯籠の上部が歩道に落下して、歩行者の頭部に直撃、死亡するといった事故が発生した。これらの灯籠は1955年頃、民間団体が道路占有許可を受けて設置されていたが、その後団体が解散し、占有許可期間が切れた後は不法占有状態となっていた。管理者が不在のため適正な管理がされず老朽化し、事故に至ったというものである。

道路法等の一部を改正する法律が2018年3月31日に公布、同年9月30日に施行され、占有物件の維持管理義務に関する条文が道路法第39条の8「道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路を占有している工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）の維持管理をしなければならない。」及び、道路法第39条の9「道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることが出来る。」のとおり規定された。占有物件であれば適切な維持管理をこの条文に基づいて指導できるが、不法占有物件に対してはこの条文に基づいて指導できないため、維持管理がなされず前述の事故例のような事案が発生することが懸念される。

こうした事例以外にも、台風等の強風や積雪による老朽化した看板の落下、不法に設置された路上看板等による歩行者や自転車の通行障害、それに起因した交通事故等の発生など様々な問題が発生することが懸念される。

さらに道路法第42条には、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」とあり、不法占用を放置し続け事故が発生した場合は責務を問われる可能性がある。また、国家賠償法第2条にある「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる」を根拠とする管理瑕疵責任による賠償責任を問われることもある。

この道路管理瑕疵は、単に道路に物的な欠陥があるというだけでなく、維持修繕の不完全により道路が通常有すべき安全性を欠いている状態をいう。安全性を欠いている状態を判断する基準として、路上障害物の長時間放置等があり、路上に不法に設置してある看板等で第三者が被害に遭った場合、この管理瑕疵責任に問われる可能性がある。

また、道路占用が認められる不法占用物件の場合、本来納められるはずであった道路占用料が納められず、国損となってしまうことも考えられる。さらに、道路占用許可を受け、占用料を納めている占有者と、占用料を納めず不法占用を続ける不法占有者との間に不公平感が生じ、今後の道路占用業務を行っていく上で支障となることにも繋がる。

このように、不法占用物件を放置することで様々な問題の原因となってしまうことが予想されるが、そうした問題をなるべく防ぐために不法占用パトロールという形で是正を図っている。

(3) 不法占用物件数の推移

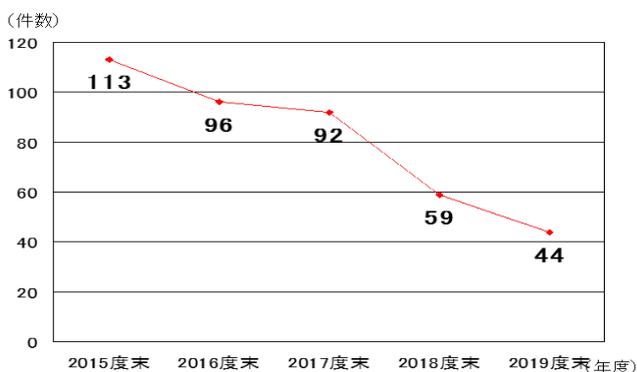


図-1 過去5年間の件数の推移

富山河川国道事務所管内で把握している不法占用物件は図-1のとおり、2015年度末時点では113件あったものが、2019年度末時点では44件にまで減少したことが分か

る。件数が減少することによって、道路管理者としてはどこにどのような不法占用物件があるのかを把握しやすくなり、より不法占有者に対してアプローチをかけやすくなるのが期待される。

次に不法占用物件の内訳であるが、看板・日除け・投光器・その他に分類されている。図-2のとおり、過去5年間で日除け以外の件数は約3分の1程度の件数にまで解消することが出来ていることが分かる。看板・日除け・投光器については道路法32条に列挙されており、道路占用許可の範囲内であるが、その他のものについては、道路占用許可の対象外となっているものが多い。このような物件は撤去を促しているが、位置関係等により対応してもらおうことが難しい場合が多い。

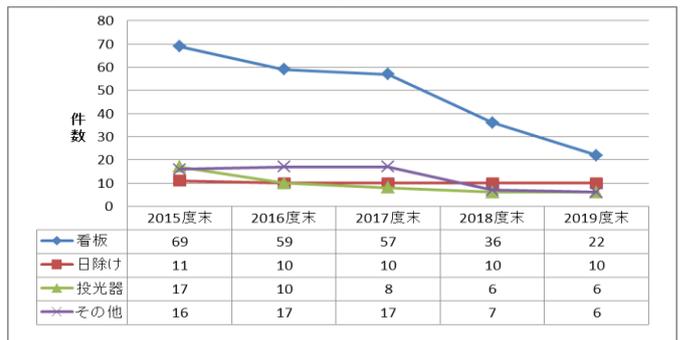


図-2 内訳と過去5年間の推移

3. 不法占用パトロール

(1) 不法占用パトロールについて

まずは、通常行われている道路パトロールとの違いについてであるが、通常の道路パトロールでは、のぼり旗等、不法占用と識別しやすい物件に対する指導を中心としている。一方で不法占用パトロールでは、突出看板不法占用物件の所有者に対する直接指導や自転車や徒歩で時間をかけて不法占用物件の状況を確認している。

富山河川国道事務所では、年間3回程度、件数の多い高岡国道維持出張所及び富山国道維持出張所管内を中心にパトロールを実施している。



図-3 配布しているチラシ

具体的には、不法占用物件の所有者を訪問して、広報

用のチラシ(図-3)を説明して、申請もしくは撤去を促すというものである。従来から行ってきた指導方法であるが、これまでの経験を踏まえ、工夫を加え、実施している。

(2) 工夫している点

a) 時間帯の調整

不法占有物件所有者に対して直接説明することが重要であることから、接触の機会を出来るだけ増やすために、パトロールに向かう時間帯を調整している。

業種によっては、夜から開店する店舗も多いため、日中の早い時間帯(午前中)に出向いても不在な場合が多いことから、このような店舗に対しては開店前の夕方の時間帯に訪問するようにしている。逆に一般住家等に対しては、日中の時間帯に訪問するようにしている。

結果として、昨年度はほとんどの不法占有者に接触することが出来た。

b) 定期的な訪問

不法占有所有者と接触することができて、相手方から「今まで国交省が放置してきたことも悪い」と反論され、結果として、話が平行線をたどり、不法占有の解消が困難になってしまうことが度々起きている。そのため定期的に訪れ、相手方に不法占有であることを意識させることが重要となる。昨年度においても、過年度から継続的に指導してきたことにより、不法占有物件の解消(看板の撤去・移設)していただくことが出来た。

c) 丁寧な説明

不法占有所有者の中には、物件を設置した業者に任せきりで道路占有のことや道路法について全く知らないという場合がある。そのような相手方には、道路法について理解していただけるよう、出来るだけわかりやすい言葉で説明することが重要となる。特に道路占有に伴い道路占有料が発生する場合は、後にトラブルを引き起こすことも考えられるので、道路占有料についてもきちんと説明し、理解していただけるようにしている。

d) 訪問記録の作成

相手方の発言や互いの会話の内容の記録をきちんと残しておくことは、担当者が変わってもこれまでどのような対応をしてきたか理解でき、不法占有者に対して一貫性のある対応が出来るようになる。

また、正確な記録を作成するためには複数人で訪れる必要があり、結果として相手方が高圧的に接してきたとしても落ち着いて、丁寧な説明が出来ることにも繋がっている。

(3) 不法占有パトロールで得られた成果

不法占有パトロールにおいて、前述の工夫をしてきたことで得られた成果を紹介する。



図-4 パトロールの様子

2. (3)で紹介したように、過去5年間で約60%の不法占有物件の解消を図ることができた。これは前述の工夫点のとおり、相手との接触の仕方を変えたことが大きな要因なのではないかと考える。

また、不法占有物件の解消が進み、残っている不法占有物件が減ってきたことによって、それぞれ個別の占有物件の解消に向けての課題が判明してきた。

今後の対応をどうしていくかを考えられるようになったということが得られたのではと考える。

(4) 不法占有物件解消に向けた課題と対応策

a) 道路占有許可対象外物件

のぼり旗等への対応としては、通常の道路パトロールの際に何度も声をかけ続けていくことが効果的であると考ええる。黄色のパトロールカーで作業着を着て相手に接触すると効果的なのか、その後看板を道路敷地内に設置しなくなったことも実際にあった。また、道路パトロールだけでは対応しきれない場合もあるため、不法占有パトロール時も、移動の際に見かければその都度訪問し、相手方に不法占有であることを意識させていくことで解消されていくと考える。

b) 状況の改善がみられない相手方への対応

過去から継続して指導し続けているものの、撤去しない、申請書を送付すれば申請すると言うものの、申請をしないなど、状況の改善が見られない相手方がいる。そうした相手方に対しては、定期的に訪問し、今後も継続的に指導をしていくしかないと考ええる。

また、富山市中心部の看板について、屋外広告物条例が2015年10月1日に改正され、2026年までに現在道路上に設置されている看板を撤去しなければならないことから、富山市中心部の該当地に限られたものになるが、富山市と連携して不法占有者に対応を求めていかなければならないと考える。

c) 所有者不明物件

所有者がいなかったり、空き家となっている物件が数

件あることが分かってきた。所有者不明の場合は、その占有物件が全く維持管理されておらず老朽化が進んでおり、事故の原因になりかねないため早急な解決が求められる。解決策として今のところ検討しているのは、登記簿を取ってその物件の所有者を追跡するというものである。この方法は実際にどれほど時間と手間がかかるのか、個人情報と言うこともありどこまで追跡が可能であるのかは未知数であるため、今後確実に検討していくことが必要である。また、所在不明の不法占有者のほかにビル等の管理者が存在する場合は、そちらに撤去や道路占用許可申請を出してもらおうといった対応も有効なのではないかと考えている。



図-5 のぼり旗の撤去の様子

4. おわりに

ここまで不法占有について述べてきたが、相手方に接触し、継続して指導を続けていくことで多くの物件が解消することが出来た。これまで行ってきた指導方法とともに他の解消の手段についてもさらに検討し、次の担当者にきちんと引き継ぎ、不法占有のさらなる解消に向けて努力してまいりたい。

謝辞：本文を作成するにあたり、ご指導・ご協力頂きました皆様に深く感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 道路部政課 道路管理初任者研修会資料
- 2) 道路占用関係通達集
- 3) 道路管理事務必携 別巻 「道路の占用」
- 4) ぎょうせい 道路法令総覧 令和2年度版